

那覇市中心市街地の 活性化に関する 基本計画（概要版）



平成 28 年 3 月

那覇市

計画策定の趣旨

計画の目的

平成 11 年に「那覇市中心市街地活性化基本計画」を策定して以来、社会経済情勢や中心市街地を取り巻く環境が大きく変化していることから、中心市街地が抱える課題を整理し、活性化の方向性を示すための新たな基本計画を策定します。

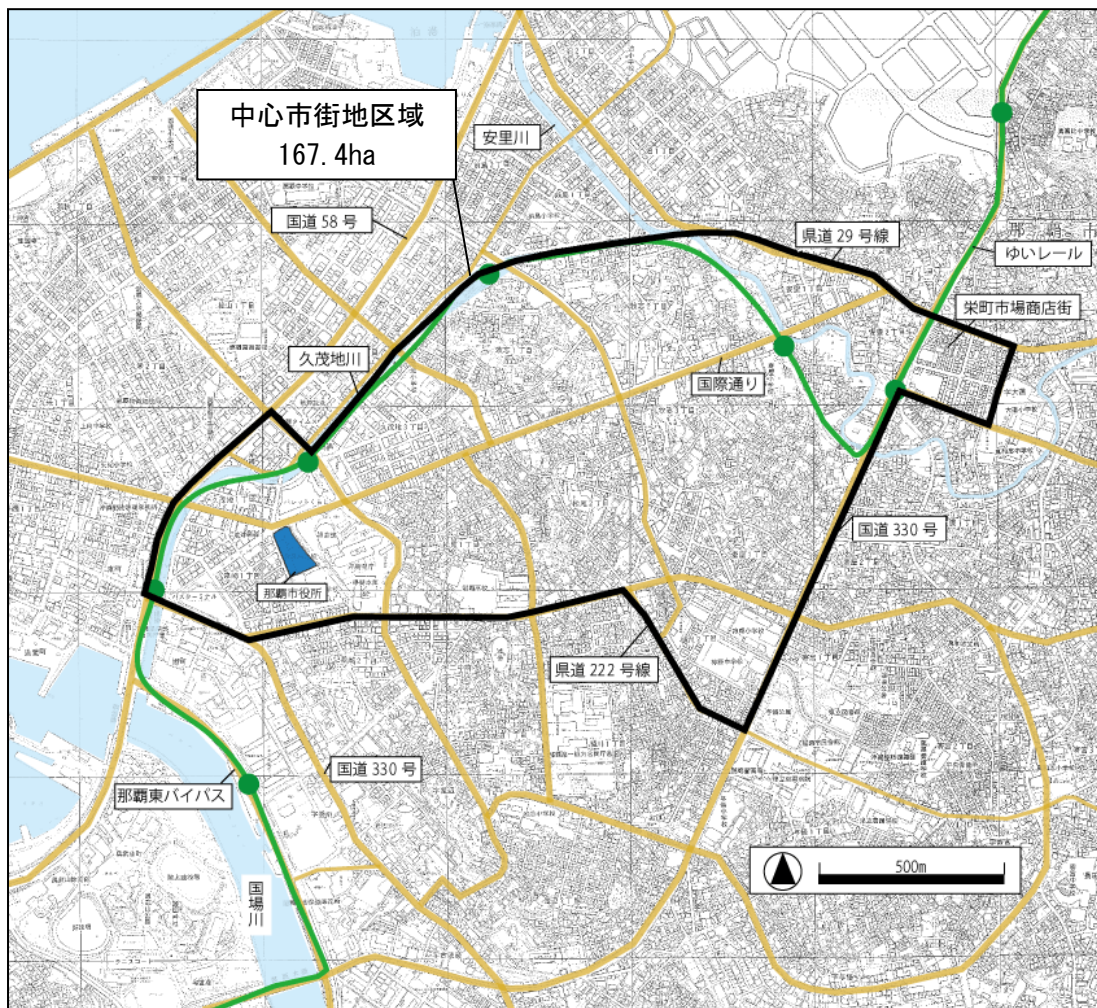
計画期間

本基本計画の計画期間は、平成 28 年 4 月から平成 38 年 3 月までの 10 年間とします。ただし、計画の実施状況や活性化の状況等について定期的にフォローアップを行い、5 年目を目途に計画の見直しも含む中間レビューを実施します。

中心市街地の区域

本市の中心市街地の区域は、本市の中核として、また沖縄県の県都としての広域的な都市機能や、業務・商業機能等が集積している 167.4ha の区域とします。

国際通りを骨格として、区域の境界は、東は「国道 330 号」と「栄町市場商店街」、南は「県道 222 号線（真地久茂地線）」、西は「国道 58 号」、北は「久茂地川」「県道 29 号線（那覇北中城線）」で囲まれた区域とします。



将来像および基本方針

今後、中心市街地が発展するためには、貴重な歴史や文化を継承・活用しながら、重点課題を解決すべく新たな取り組みを推進し、誰もが『暮らしたい・来たい』と思える活力のあるまちにする必要があります。よって、以下のとおり将来像を掲げ、活性化に向けた基本方針を定めることとします。

■将来像 県都にふさわしい活力あるまち

■基本方針

基本方針1. 「誰もが暮らしたくなる“まち”をつくる

中心市街地の特徴であるマチグラー文化をベースに、老朽化した建物や狭隘道路など密集市街地を改善し、土地の高度利用や共同化、快適な歩行空間を創出します。それによって、防災性・防犯性に優れた利便性の高い生活環境を整備し、誰もが暮らしたくなるまちづくりを目指します。

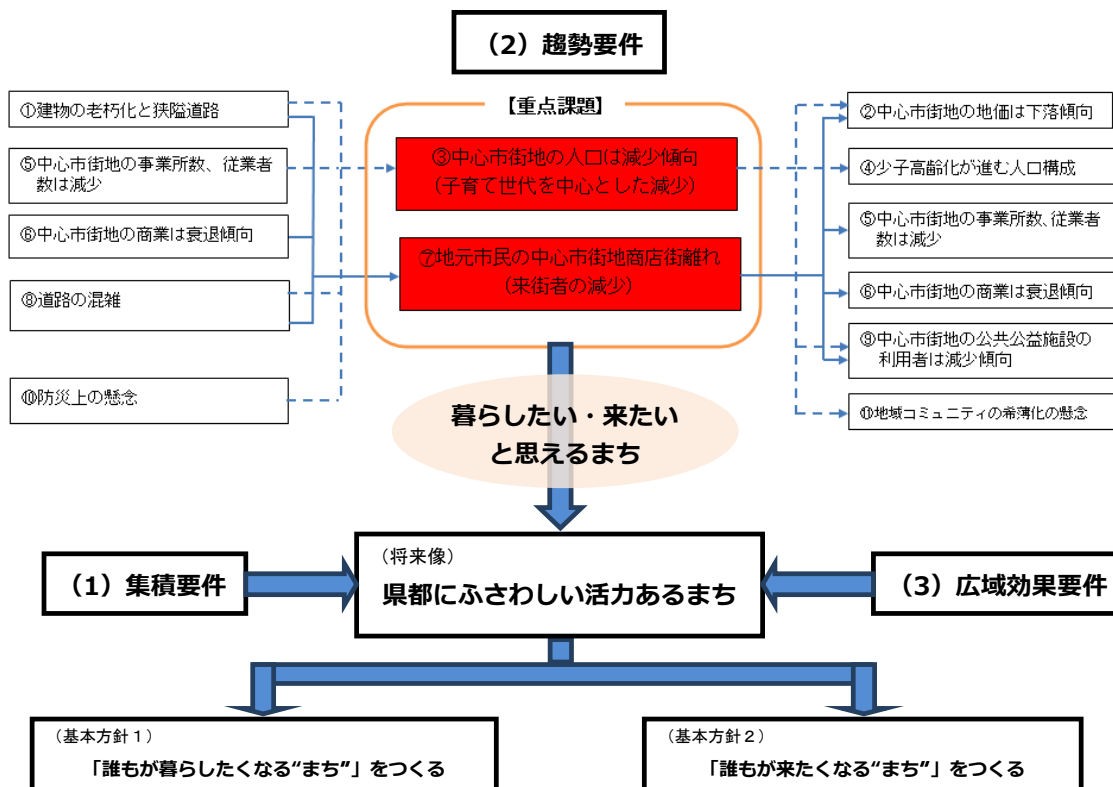
また、中心市街地は人口減少に加え少子高齢化傾向にあることから、単に居住人口の増加を図るだけではなく、教育文化施設の整備や子どもが安心して遊べる場所の確保等、子育て世代が暮らしやすい環境づくりを進めることで、多様な世代がバランスよく暮らす豊かな地域社会を実現し、同時に活気があり、コミュニティ活動の活発なまちを目指します。

基本方針2. 「誰もが来たくなる“まち”をつくる

第一牧志公設市場の再整備を始め、民間活力による老朽化した民間商業施設の改善、こだわりの店づくりや人材育成などの個店の魅力向上、空き店舗や空き地など既存ストックの有効活用、市民・県民・観光客それぞれのニーズに対応した魅力ある商品やサービスの提供、特色ある通りの形成などの様々な取り組みを進め、郊外にはない中心市街地ならではの商環境を整備し、沖縄の商業や観光の中心地としてのポジションを確立することで、誰もが来たくなるまちづくりを目指します。

併せて、多くの人を中心市街地へ誘引するための交通アクセスの改善や、ゆっくりと買い物や散策等が楽しめる快適な歩行空間を創出することで、賑わいや回遊性を生み出し、居住者や来街者にとって居心地のよい魅力的な中心市街地を目指します。

～中心市街地の要件から基本方針までのフロー～



目 標

基本方針に掲げた「誰もが暮らしたくなる“まち”」をつくる、「誰もが来たくなる“まち”」をつくるを踏まえて、以下の3つの個別目標を掲げます。

目標 1. 暮らしやすいまち

マチグラー文化を継承・活用した密集市街地の改善や多様な都市機能の集積、快適な歩行空間の創出等により、安全性・利便性・快適性を兼ね備えた居住環境を整備することで、古き良きマチグラー文化と新たな市街地の調和のとれた再生を図り、誰もが愛着と誇りを持って暮らせる、暮らしやすいまちづくりを進めます。

目標 2. 賑わいを楽しむまち

郊外にはない中心市街地ならではの魅力的な商業の再生やイベント等の開催、併せて多くの人を中心市街地へ誘引する利便性の高い交通環境を整備することで、市民・県民・観光客の交流を促進し回遊性を生み出す、賑わいを楽しむまちづくりを進めます。

目標 3. 経済活動が活発なまち

沖縄県の産業の中心地である中心市街地は、人・モノ・カネ・情報が集まることから、企業・雇用者双方にとって非常に魅力的な区域です。このことから、民間活力を活かした商環境の整備促進や空き店舗・空き地等既存ストックの有効活用、近年好調な観光関連分野を中心とした新たな産業の創出と、これらに伴う雇用を生み出すことで、経済活動が活発なまちづくりを進めます。

指標及び目標値

3つの個別目標ごとに、活性化の目安となる指標及び目標値を以下のとおり設定します。

| 目標 | 指標 | 現況値 | 目標値 |
|------------------|----------------|-----------------------|-----------------------|
| 目標 1. 暮らしやすいまち | 居住人口 | 20,092 人 (H26 年) | 20,300 人 (H37 年) |
| 目標 2. 賑わいを楽しむまち | 歩行者通行量 (平日) | 82,105 人/日 (H26 年) | 96,200 人/日 (H37 年) |
| 目標 3. 経済活動が活発なまち | 事業所数 | 4,124 事業所 (H26 年) | 4,200 事業所 (H37 年) |
| | 従業者数 | 26,412 人 (H26 年) | 27,000 人 (H37 年) |

施策展開の考え方

本市の中心市街地は、他の多くの中心市街地同様、人口減少や少子高齢化、商業活動の衰退、地元客の中心商店街離れ、交通渋滞、地域コミュニティの希薄化などの課題を抱えています。

本市の中心市街地活性化における施策展開の考え方としては、「選択と集中」による活性化の取り組みを進め、都市機能の増進と経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進していくものとし、次のとおり活性化の5つの柱（分野）と施策を設定します。

なお、中心市街地の課題は相互に密接に関連していることから、各分野ごとに取り組むのではなく、連携して取り組むことが重要です。よって、行政、市民、事業者等の事業主体についても連携して、着実な効果の実現を目指していくこととします。

| 柱（分野） | 施 策 |
|-------------|---|
| 1 市街地の整備改善 | <ul style="list-style-type: none"> ①土地利用の複合化の考え方に基づく市街地の整備改善 ②歴史的経緯を踏まえながら、安全・安心・快適を実現する基盤整備 ③民間活力を活かした市街地整備の促進 ④市街地整備施策と連携した環境共生の推進 ⑤規制緩和制度等を有効に活用した市街地の整備 |
| 2 商業の活性化 | <ul style="list-style-type: none"> ①市民・県民・観光客のバランスのとれた商業の再生 ②インバウンドの受入体制の整備による、おもてなし力の向上 ③個店の魅力づくりを原点とした商業の活性化 ④第一牧志公設市場を核としたマチグッワーの魅力向上 ⑤老朽化した民間商業施設の改善に合わせた魅力的な商環境の形成 ⑥地域資源を有効に集約・活用するための仕組みづくり |
| 3 まちなか居住の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ①既存住宅ストック活用によるまちなか居住の推進 ②高度利用とオープン空間の創出等による魅力ある都市型住宅地の形成 ③密集住宅市街地改善による集合住宅等の建設促進 ④誰もが子育てしやすい居住環境づくり |
| 4 都市福利施設の整備 | <ul style="list-style-type: none"> ①各分野の連携による子育て支援や高齢者の共助、商業活性化の仕組みづくり ②小学校区を単位とした新しいコミュニティ組織づくり ③既存の公共施設を活用した良質な都市福利の提供 ④新文化芸術発信拠点施設を軸とした地域コミュニティの醸成と賑わいの創出 |
| 5 交通環境の整備促進 | <ul style="list-style-type: none"> ①歩行者優先ゾーンにおける段階的な自動車交通の抑制 ②歩いて楽しい歩行空間の整備 ③迷惑行為の防止による快適な通りの形成 |

基本計画の内容

施策展開の考え方を踏まえ、5つの柱（分野）毎の必要性や必要性に応じた施策について、以下のとおり整理します。

1 市街地の整備改善

（1）市街地の整備改善の必要性

中心市街地では、これまで土地区画整理事業や再開発事業、道路、公園、モノレールなどの都市基盤を着実に整備してきました。その一方で、未だに密集市街地や浸水地区が点在するなどの課題があります。

今後は、民間活力を活かした密集市街地の改善や浸水区域の基盤整備を進める中で、土地の共同化や高度利用、狭隘道路の改善等を図り、防災性・防犯性に優れた良好な市街地を整備するとともに、中心市街地の魅力であるマチグラーの良さを活かしながら、古き良きマチグラー文化と新たな市街地の調和のとれた再生を図る必要があります。

また、これらの都市基盤整備と併せて規制緩和制度等を有効に活用することが、中心市街地の活性化にとって必要です。

（2）市街地の整備改善の施策

①土地利用の複合化の考え方に基づく市街地の整備改善

これまでの中心市街地はもっぱら商業集積地というイメージがありましたが、今後は土地利用の複合化の考え方により、商業やホテル、オフィス、住宅など複数の異なる機能が配置され、相乗効果を生み出す魅力溢れる市街地として整備する必要があります。

特に、本市の中心市街地は他都市と比べて人口密度が高いことから、貴重な土地資源を有効に活用しながら良好な市街地を形成するためにも、土地利用の複合化の考え方が重要となります。

②歴史的経緯を踏まえながら、安全・安心・快適を実現する基盤整備

中心市街地には、未だ老朽建物や狭隘道路、低未利用地が点在し防災上・防犯上の課題を抱えている地域があります。これらの地域の中には、歴史性や固有性を継承したマチグラーと呼ばれる公設市場を拠点とした周辺商店街一帯も含まれており、近年は多くの観光客が訪れる人気観光エリアになっています。

今後は、これらマチグラーの良さを活かしながら、防災上・防犯上の課題解決を図り、安全・安心・快適な都市基盤の整備を図っていくことが重要です。

③民間活力を活かした市街地整備の促進

中心市街地においては、那覇タワーや沖縄三越等のシンボリックな施設が閉鎖となる一方で、観光客の増加等を背景に、国内外のディベロッパーやファンド等による大規模な開発が進んでいます。

これらの中には、市街地再開発事業や防災街区整備事業等の市街地整備手法や、国の支援等を活用した開発も見られます。

今後は、これらの開発の動向を注視しながら、民間活力を活かした市街地の整備を促進し、中心市街地の活性化を図ることが重要です。

④市街地整備施策と連携した環境共生の推進

本市では、第4次那覇市総合計画において、6つの都市像の一つである『人・自然・地球にやさしい環境共生都市』の実現を目指しています。

中心市街地の人口1人あたりの公園面積は1.8㎡/人であり、市全域の6.0㎡/人に比べ1/3程度の水準に止まっています。また、中心市街地を流れる安里川や久茂地川、潮渡川、ガープ川等の水質や活用方策等に課題を抱えています。

これら公園の整備と水質浄化・水辺空間の整備を併せて行い、生活の至る所に豊かな「緑」と「水」が遍在し、安らぎと潤いのある快適な市街地の形成を図ることで、本市の都市像の実現にも寄与することが期待されます。

また、密集市街地を抱える中心市街地においては、公園や河川等を整備することで、災害時の避難場所としての機能強化や河川等の氾濫対策に繋がることから、防災・減災の面からも取り組みを進めることが重要です。



⑤規制緩和制度等を有効に活用した市街地の整備

市街地の整備にあたっては、様々な規制緩和制度が用意されています。

これらの制度を活用することにより、区域内の貴重な土地を有効利用し公共空間等を創出することで、オープンカフェや休憩所の設置、イベントの開催など魅力的な中心市街地の形成が期待されます。

今後は、インフラ整備と併せて、これらの規制緩和制度等を有効に活用した市街地の整備を進めていくことが重要です。

2 商業の活性化

(1) 商業の活性化の必要性

中心商店街の歩行者通行量は年々減少し、市民アンケートでは那覇市民の約半数がほとんど足を運ばないなど、地元客の商店街離れが進んでいます。

公設市場を始め、アーケードや水上店舗等の民間商業施設は老朽化が進み、防災上の課題を抱えるとともに、空き店舗や空き地等の利活用に苦慮する通りや商店街等も見られます。

今後は、商店街離れが進む地元客やインバウンドを中心に増加が顕著な観光客など、顧客それぞれのニーズに対応した魅力ある商品やサービスを提供するとともに、第一牧志公設市場の再整備や老朽化した民間商業施設の改善等を図ることで、誰もが安全・安心・快適に買い物や散策が楽しめる魅力ある商環境を整備する必要があります。

併せて、商店街等の組織力を強化し、民間活力を活かした空き店舗や空き地等既存資源の有効活用及び好調な観光関連分野を中心とした新たな産業の創出を図ることで、経済活動が活発な中心市街地にする必要があります。

なお、平成27年6月に策定した那覇市観光基本計画に掲げられた7つの取り組みは、中心市街地活性化の面でも有効です。特に、めんそーれ那覇市観光振興条例の制定を踏まえた観光環境の整備や事業者のモラル、マナーなど商環境の維持保全の取り組みは、積極的に行う必要があります。

(2) 商業の活性化の施策

①市民・県民・観光客のバランスのとれた商業の再生

中心市街地では、市内外への大型店舗の立地やインターネット等による通信販売の進展などによる地元客離れが進み、中心市街地を取り巻く商環境は年々厳しさを増しています。

市民ニーズ等を分析すると、観光客中心になりつつある国際通りや平和通り等に対する懸念が示され、地元客と観光客双方が楽しめる、賑わいのある商店街を期待する声が聞かれます。

今後は、市民・県民を再び中心市街地へ呼び込む施策を講じ、観光客とのバランスのとれた商業の再生を図ることが重要です。

②インバウンドの受入体制の整備による、おもてなし力の向上

沖縄県の入域観光客数は年々増加し、そのうち約7割が本市を訪れています。

市内の宿泊施設に宿泊した観光客のうち、約半数が中心市街地に足を運んでおり、その中には多くのインバウンドも含まれています。また、近年は海外から多くの大型クルーズ船が寄港し、それに伴うインバウンドの増加も顕著になっています。

今後ますます増加が期待されるインバウンドを中心市街地に誘引するためには、公衆無線LANサービス(Wi-Fi)や外国人対応スタッフの配置や派遣、クルーズ船入港時の臨時観光案内所の開設等現行の受入体制の充実を図るとともに、新たな取り組みを推進し、おもてなし力の向上を図ることが重要です。

③個店の魅力づくりを原点とした商業の活性化

中心市街地の商店街は、個店の集積であり、個店の魅力を向上させることは商店街の魅力を向上させ、商業の活性化に繋がります。

個店の魅力を向上させるためには、個店の店づくりや人材育成、情報発信力の強化を行い、併せて事業者のマナー向上を図る必要があります。それが集客に繋がることで商業の活性化が図られます。

④第一牧志公設市場を核としたマチグワの魅力向上

第一牧志公設市場は、1950年（昭和25年）に開設し、1972年（昭和47年）の改築を経て現在に至っています。

長年、市民や県民の台所として親しまれ、近年は、第一牧志公設市場を拠点とした周辺商店街一帯（マチグワ）が観光地としての魅力を高め、国内外から多くの観光客が訪れる人気観光エリアとなっています。一方で、建物は老朽化が進み、その対応が求められています。



今後、中心市街地の商業が活性化するためには、マチグワの良さを活かした地域観光に寄与する中核施設として第一牧志公設市場を再整備することが必要です。

⑤老朽化した民間商業施設の改善に合わせた魅力的な商環境の形成

中心市街地の商店街にはアーケードが設置され、その総延長は1,700m以上にも及んでいます。

アーケードは、沖縄特有の強い日差しから歩行者や商品等を守り、快適な歩行空間の創出という役割を担っています。その一方で、アーケード本体や消防用設備等の老朽化に伴う防災上の課題や維持管理に要する費用負担の増加が、設置者である商店街等に重くのしかかるなどの課題を抱えています。



また、水上店舗は、商業施設として戦後長らく市民や県民に親しまれてきましたが、公設市場やアーケード同様建物の老朽化が進み、防災上の課題を抱えています。

今後、魅力的な商環境を形成するためには、これらアーケードや水上店舗の課題に、設置者である商店街等と行政が連携し取り組む必要があります。併せて、空き店舗の利活用やトイレの提供方策及び商店街の店構えや路面、路上ファニチャーなどを総合的に検討していくことが重要です。



⑥地域資源を有効に集約・活用するための仕組みづくり

商店街等が、地域の人材や空き店舗・空き地、資金等を有効に集約し活用するためには、自分達の通りや商店街に対する意識の向上と組織力を強化する仕組みづくりが必要です。

組織力を強化し、資金調達を始め、空き店舗や空き地等既存資源の有効活用から面的な整備、通りの特性を活かした情報発信やイベント開催などを組織として行うことで、個店の負担を軽減し、通りや商店街の継続的な発展と活性化に繋げることが重要です。

3 まちなか居住の推進

(1) まちなか居住の推進の必要性

本市全体の人口は増加しているものの、中心市街地の人口は減少し、加えて少子高齢化が顕著になってきています。世帯構成で見ると、中心市街地は単独世帯の割合が高く、逆にファミリー世帯の割合が低くなっています。

また、住居を見ると、中心市街地は密集住宅市街地化し、築30年以上の老朽建物や不良住宅等が多いなどの課題を抱えています。

今後は、既存住宅の利活用を進めながら、民間活力を活かした建物更新及び土地の共同化や高度利用、オープン空間の創出等による都市型の住環境を整備することで、子育て世代を中心にまちなか居住を推進し、多様な世代がバランスよく暮らす中心市街地にする必要があります。

(2) まちなか居住の推進の施策

①既存住宅ストック活用によるまちなか居住の推進

リノベーションやコンバージョン等の手法により、まちなかの空き家や空室等の既存ストックを利活用することで、住宅の質や魅力向上を図り、幅広い市民ニーズに対応した適切な住宅を提供することが重要です。

②高度利用とオープン空間の創出等による魅力ある都市型住宅地の形成

土地の共同化や高度利用、オープン空間の創出等により、商業・業務施設を併せ持つ良好な中高層の集合住宅を整備し、まちなかに相応しい都市型住宅地の形成を図ることが重要です。

③密集住宅市街地改善による集合住宅等の建設促進

不良住宅等を除却し密集住宅市街地を改善することで、集合住宅等の建設を促進するとともに道路や広場等の公共施設等を整備し、住環境の向上を図ることが重要です。

④誰もが子育てしやすい居住環境づくり

まちなかで子育て世代を増やすためには、誰もが安心して子育てできる環境づくりが重要です。

本市では、農連市場地区における多子世帯向け市営住宅の整備を始め、待機児童の解消を目的に、既存幼稚園の認定こども園への移行や事業所内保育等の施設整備を促進していくことから、これらの取り組みを活かして子育て世代のまちなか居住を推進することが重要です。

4 都市福利施設の整備

(1) 都市福利施設の整備の必要性

中心市街地は、人口減少と少子高齢化が進み、自治会加入率が10%を切るなど、特に地域コミュニティの希薄化が課題となっています。

現在、本市では協働によるまちづくりを積極的に推進するとともに小学校区を単位とした新しいコミュニティ組織づくりに取り組み、併せて、高齢者福祉の充実や子育てしやすい環境づくりなどの取り組みも進めているところです。

ハード面では、総合的な文化芸術発信拠点施設の整備を進めています。

今後も、これらソフトとハード両面から取り組みを進めていくことで、地域コミュニティの活性化を図り、中心市街地の活性化に繋げる必要があります。

(2) 都市福利施設の整備の施策

①各分野の連携による子育て支援や高齢者の共助、商業活性化の仕組みづくり

中心市街地の人口構成は、老年人口の割合が高く、逆に年少人口の割合が低いことから、地域コミュニティの活性化を図るために、子育てしやすい環境づくりと併せて高齢者が元気で安心して暮らせる環境づくりを進めていくことが必要です。しかしながら、これらの取り組みを地域住民だけで行うことは難しく、今後は各分野が連携して取り組みを進め、それを商業の活性化にも繋げることが重要です。

具体的には、商業施設や業務施設等の都市機能が集積する中心市街地の特性を活かした子育て支援や商店街と関係団体等が連携して行う高齢者の共助等であり、それが商店街等の集客に繋がる仕組みをつくることが重要です。

②小学校区を単位とした新しいコミュニティ組織づくり

本市では、これまでも自治会をはじめとする各種団体が住民の身の周りに関する課題の解決に向けて取り組んできました。ところが、地域課題の増加に加え、都市化やライフスタイルの多様化などによる住民関係の希薄化や担い手不足が課題となっており、特に中心市街地は顕著です。

従来 of 自治会というコミュニティ単独での活動では、多くの課題に対する取り組みが困難な状況であることから、小学校区を単位とする「校区まちづくり協議会支援事業」に取り組んでいるところであり、今後も、市内の全小学校区において、地域の自治会、通り会、企業、PTA、NPOやボランティア団体等を構成員とした「校区まちづくり協議会」が設立できるよう取り組みを継続していくことが重要です。

③既存の公共施設を活用した良質な都市福利の提供

中心市街地には、「那覇市ぶんかテンプス館」を始め「那覇市伝統工芸館」や「那覇市歴史博物館」「那覇市立壺屋焼物博物館」といった文化施設のほか、プラネタリウムを常設した「牧志駅前ほしぞら公民館」や同図書館など地域住民のための便民施設が立地しています。また、これらの施設は、観光施設としての役割も担っており、多くの観光客が訪れています。

今後、中心市街地が活性化するためには、これら既存の公共施設を有効に活用し、地域住民や市民、観光客などに良質な都市福利を提供し続けることが重要です。

④新文化芸術発信拠点施設を軸とした地域コミュニティの醸成と賑わいの創出

本市では、市民会館の老朽化に伴い、旧久茂地小学校跡地に新文化芸術発信拠点施設の整備を進めているところです。本施設では、実践する様々な活動を通して地域コミュニティの活性化を図るとともに、文化芸術を発信することで本市のイメージや知名度を高め、ブランディングの強化を図ります。したがって、中心市街地における地域コミュニティの醸成と賑わいを創出する中核施設として新文化芸術発信拠点施設の整備を進めていく必要があります。

5 交通環境の整備促進

(1) 交通環境の整備促進の必要性

中心市街地の課題としては、国際通りを中心とした交通渋滞や自動二輪の違法駐車、強引な客引き行為等の迷惑行為などが挙げられます。

また、公共交通の利用状況としては、市内バスの利用者数は減少傾向にあるものの、中心市街地区域内に5箇所あるモノレール駅利用者数は、おおむね増加傾向にあります。さらに、団体観光客が利用する観光バスの乗降場や待機場不足も課題となっています。

今後は、交通アクセスの改善や新たな交通基盤の整備、公共交通のさらなる利用促進を図ることで自動車交通を抑制するとともに、国際通り周辺での観光バス乗降場や中心市街地外での観光バスの待機場を整備することで交通渋滞を解消する必要があります。

併せて、誰もが移動しやすい快適な歩行者・自転車空間等の整備と迷惑行為のない快適な通り形成を実現することで、賑わいと回遊性が生まれる中心市街地にする必要があります。

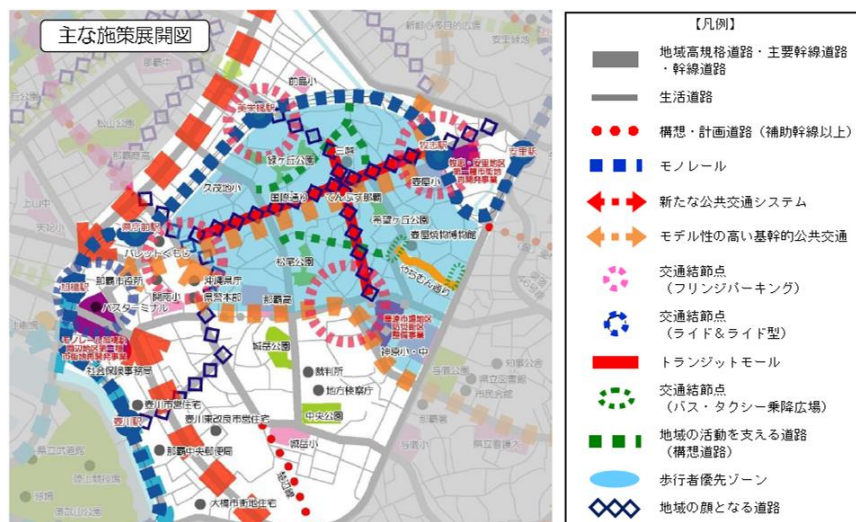
(2) 交通環境の整備促進の施策

①歩行者優先ゾーンにおける段階的な自動車交通の抑制

中心市街地の課題の一つである交通渋滞の大きな要因としては、年々増加する自動車による移動が挙げられます。中心市街地には公共施設や商業施設、業務施設等の都市機能が集積し、特に通勤等における自動車での移動が集中することから、今後はこれら交通流動への対策を講じていく必要があります。

「那覇市交通基本計画」では、市内において流動量の多い移動については、輸送性に優れモデル性（先進的な）の高い基幹的公共交通と沖縄都市モノレールが担い、市内移動の面的なサービス及び主要拠点間の移動についてはバスが担い、また、それらを補完するものとしてタクシーを活用し、明確な役割分担による市内公共交通ネットワークの構築と充実を図る取り組み方針が示されています。

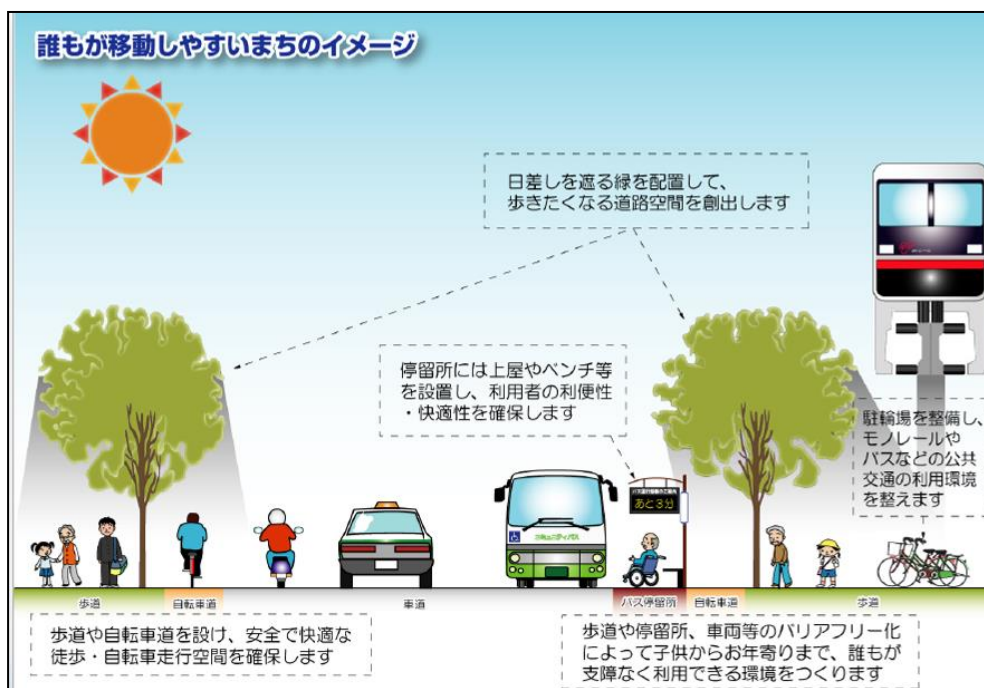
中心市街地には、モノレールや多くのバス路線が集中し利便性の高い交通環境が整備されていることから、今後は自動車から公共交通へシフトする取り組みをさらに進め、自動車交通を抑制していくことが重要です。そのためには、国際通りトランジットモールの拡充や、バス停上屋の整備、フリッジパーキングの整備等を行っていく必要があります。



②歩いて楽しい歩行空間の整備

「那覇市交通基本計画」では、施策方針の一つとして、『誰もが移動しやすいまちの実現に向けては、公共交通の充実だけではなく、環境にやさしい徒歩・自転車や自動二輪車等の多様な移動手段を、行き先や目的によって使い分けられることができる選択性の幅のある環境づくりが重要となります。また、年齢や居住地等のそれぞれ特性の異なるすべての利用者の移動手段がまんべんなく確保されていることが求められます。特に、徒歩や自転車等の環境にやさしい移動手段の利用環境の充実のためには、沖縄特有の亜熱帯性気候を考慮した快適な歩行者・自転車空間（自転車道等及びネットワークの整備、緑陰形成、バリアフリー等）の創出および駐輪場整備等に取り組みます。』と謳われています。

本市では、これまでも観光客と市民との交流拠点づくり及び快適な歩行空間の創出を目的に、緑陰やベンチ等を設置したポケットパークの整備に取り組んできました。今後は引き続き、ポケットパークの整備に取り組むとともに新たな取り組みを進め、誰もが移動しやすい快適な歩行者・自転車空間等の創出を図っていくことが重要です。



資料：那覇市交通基本計画

③迷惑行為の防止による快適な通りの形成

マチグワァーの通りや商店街等では、自動二輪車の違法駐車や道路へのはみ出し看板・商品棚、強引な客引き行為などの迷惑行為が散見されます。

観光都市を目指す本市としては、平成 27 年 4 月に「めんそーれ那覇市観光振興条例」を制定し、これらの迷惑行為を防止する取り組みを始めたところです。

今後は、同条例に基づき、迷惑行為を防止する施策と併せて解決策を実践し、観光地としての魅力を高め、観光客や地元客が安心して快適に回遊できる通りを形成していくことが重要です。

具体的には、商店街振興組合や行政、警察等で組織する協議会等を立ち上げ、迷惑行為の是正指導やモラルの向上に繋がる取り組みを進めます。

具体的事業及び新たに取り組む内容

5つの柱（分野）毎に、現在実施中の具体的事業及び今後新たに取り組む内容について、以下のとおり整理します。

（エリア欄に「※」印がある事業は、実施箇所が中心市街地区域内に限定されない事業）

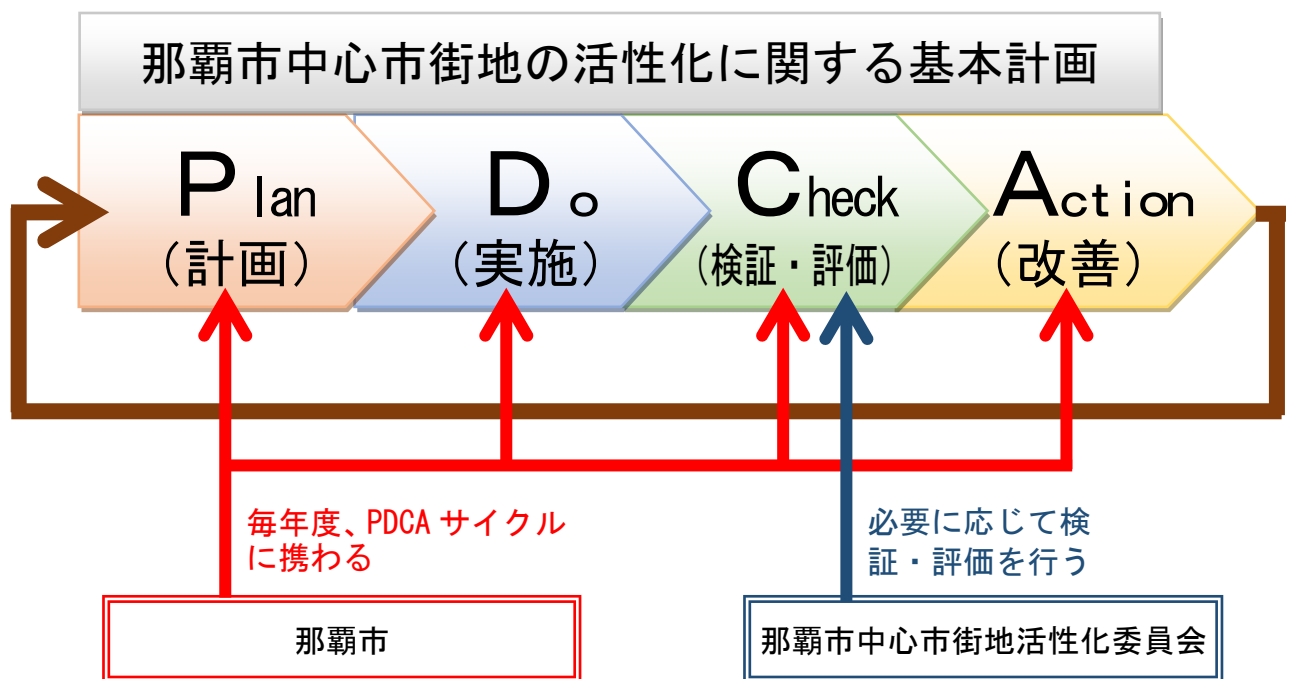
| 分野 | 分類 | 具体的事業及び新たに取り組む内容 | エリア |
|-----------------------------|--------------------|-----------------------------------|-----|
| 市街地の整備改善 | 具体的事業 | 農連市場地区防災街区整備事業 | |
| | | モノレール旭橋駅周辺第一種市街地再開発事業 | |
| | | 新文化芸術発信拠点施設整備事業 | |
| | | 牧志一丁目3番地区市街地再開発事業（構想） | |
| | | 歴史散歩道整備事業 | ※ |
| | | 街路整備事業 | |
| | | 道路新設改良事業 | ※ |
| | | 都市公園事業 | |
| | 緑のカーテン・屋上・壁面緑化推進事業 | ※ | |
| | 新たに取り組む内容 | 栄町市場地区の再生 | |
| | | 市街地環境の改善 | |
| | | 通りのビジョンづくり | |
| | | 老朽化した民間商業施設の改善 | |
| | | ガープ川の浸水対策 | |
| | | | |
| 商業の活性化 | 具体的事業 | 農連市場地区防災街区整備事業 [再掲] | |
| | | 一万人エイサー踊り隊助成金事業 | |
| | | 国際通りトランジットマイル助成金事業 | |
| | | 頑張るマチグラー支援事業 | |
| | | マチグラーのにぎわい事業 | |
| | | 公衆無線 LAN サービス提供モデル事業 | ※ |
| | | 国際通り情報発信大型ビジョン活用事業 | |
| | | マチグラー総合案内所事業 | |
| | | 観光案内所外国人対応スタッフ配置事業 | |
| | | 那覇爬龍船競漕振興事業 | ※ |
| | | 那覇大綱挽振興事業 | ※ |
| | | 琉球王朝祭り首里振興事業 | ※ |
| | | 首里城祭「琉球王朝絵巻行列」支援事業 | |
| | | プロ野球キャンプ等支援事業 | ※ |
| | | プロ野球キャンプにぎわい創出事業 | ※ |
| | | 那覇まちまーい推進事業 | ※ |
| | | 観光イベント等映像発信事業 | ※ |
| | | 外国人観光客受入整備事業 | ※ |
| | | 観光案内板多国語充実事業 | ※ |
| | | 国際会議等支援事業 | ※ |
| | | 外国人観光客誘客促進事業 | ※ |
| | | 第一牧志公設市場再整備推進事業 | |
| | | トイレ提供店舗支援事業 | |
| | | 中心商店街にぎわい広場管理運営事業 | |
| | | 公設市場管理運営事業 | |
| | | 那覇市小口資金融資事業 | ※ |
| | | 那覇市ぶんかテンプス館管理運営事業 | |
| | | 那覇市企業立地促進奨励助成金 | ※ |
| | 優良屋外広告物の推進事業 | | |
| | 新たに取り組む内容 | 老朽化した民間商業施設の改善 [再掲] | |
| | | 通りのビジョンづくり [再掲] | |
| | | 個店の魅力アップ | |
| | | 人材育成施設（真和志南地区活き活き人材育成支援施設（仮称））の整備 | ※ |
| | | 多言語表示案内の充実 | ※ |
| 一流拠点団体による公演 エンターテイメントの創造 | | ※ | |

| 分野 | 分類 | 具体的事業及び新たに取り組む内容 | エリア |
|-----------|------------------|----------------------------|-----|
| まちなか居住の推進 | 具体的事業 | 農連市場地区防災街区整備事業 [再掲] | |
| | | 農連市場地区市営住宅整備事業 | |
| | | 事業所内保育総合推進事業 | ※ |
| | | 牧志一丁目3番地区市街地再開発事業(構想) [再掲] | |
| | | 那覇市住宅用省エネ設備導入促進助成事業 | ※ |
| | 新たに取り組む内容 | 市街地環境の改善 [再掲] | |
| | | 共同住宅の容積率緩和 | |
| | | 居住改善(住宅リフォーム)の促進 | |
| | | 市営住宅の整備 | |
| | | 住宅ストック(空室等)活用モデル事業の実施 | |
| 都市福祉施設の整備 | 具体的事業 | 農連市場地区防災街区整備事業 [再掲] | |
| | | 新文化芸術発信拠点施設整備事業 [再掲] | |
| | | バリアフリー改装補助事業 | ※ |
| | | 那覇市コンビニAEDステーション設置事業 | ※ |
| | | 事業所内保育総合推進事業 [再掲] | ※ |
| | | 地域密着型サービスの充実促進事業 | ※ |
| | | 高齢者家賃債務保証制度の情報提供事業 | ※ |
| | | 有料老人ホーム等の把握及び情報提供事業 | ※ |
| | | うまんちゅ救急ステーション事業 | ※ |
| | | 校区まちづくり協議会支援事業 | ※ |
| | | 自主防災組織防災資機材交付事業 | ※ |
| | | 那覇市連絡事務委託及び受託自治会補助事業 | ※ |
| | | 地域ふれあいデイサービス事業 | ※ |
| | | 高齢者総合相談事業 | ※ |
| | | 地域見守りネットワークづくり事業 | ※ |
| | 新たに取り組む内容 | 都市公園事業 [再掲] | |
| | | 那覇市ぶんかテンプス館管理運営事業 [再掲] | |
| | | 公園施設のグレードアップ | ※ |
| | | 子どもと地域の交流拠点づくり | |
| | | 自主公演活動の推進 | |
| 交通環境の整備促進 | 具体的事業 | 認知症対策の強化 | ※ |
| | | 久茂地地域児童コミュニティ施設の整備 | |
| | | バス停上屋整備事業 | ※ |
| | | 国際通りトランジットマイル助成金事業 [再掲] | |
| | | 交流オアシス整備事業 | ※ |
| | 新たに取り組む内容 | 久茂地地区まちづくり推進事業 | |
| | | 那覇市観光振興条例対応事業 | |
| | | パークアンドライド駐車場の整備 | |
| | | 観光バス乗降場・待機場の整備 | ※ |
| | | 新交通システムの導入 | ※ |
| | トランジットモールの拡充 | | |
| | 公園整備と併せた歩行空間の創出 | | |
| | 快適な歩行者・自転車空間等の創出 | | |
| | 駐車場への円滑な誘導 | | |

基本計画の推進体制

本基本計画を実現するためには、計画策定後、着実に施策・事業を実施していくとともに、施策・事業の効果を定期的に検証・評価し、必要に応じて改善を図る、いわゆるPDCAサイクルを確立する必要があります。

活性化事業は、事業を実施してからその効果が発現するまでに長期間を要し、短期間での検証・評価が難しいことから、具体的には庁内検討組織が定期的に施策・事業の進捗管理を行います。また、附属機関である那覇市中心市街地活性化委員会が必要に応じて検証・評価を行い、その検証・評価等を基に、庁内検討組織が改善策について検討します。



那覇市中心市街地の活性化に関する基本計画（概要版）

平成 28 年 3 月

那覇市 経済観光部 なはまちなか振興課

〒900-8585 那覇市泉崎1丁目1番1号

【電話】098-867-5260

【FAX】098-863-1752